

## トピックス…③ 輸入急増に対するセーフティネット 「特別セーフガード」とは

セーフガード (safeguard) とは、輸入急増による国内産業への悪影響を防ぐために、WTO 協定で認められている「緊急輸入制限措置」のことであり、農産品を含むモノ全般を対象とした一般セーフガード (SG) と、ウルグアイ・ラウンドで関税化された農産品だけに適用される特別セーフガード (SSG) の2種類がある。

### 一般セーフガードと特別セーフガード

国が輸入量を抑制するために取りうる措置としては、輸入そのものを国が独占的に行う方法（これは「国家貿易」という）と、必要に応じて関税を引き上げる方法があり、セーフガードは後者に該当する。

このうち一般セーフガードは、国内産業に重大な損害が生じた場合にかぎり認められるもので、輸入増加と損害発生の因果関係を検証するための調査に時間がかかり、また利害関係国に補償措置をとるよう努力しなければならない等の条件がついている。これに対して特別セーフガードは、定められた基準を超えた輸入の急増や輸入価格の低落時に自動的に発動することができ、輸出国が対抗措置をとることができないのが特徴である。

この特別セーフガードは、WTO 農業協定第5条に基づき、ウルグアイ・ラウンド合意において輸入数量制限等の「非関税措置」を関税化した農産品について、関税化の代償として認められている緊急措置である。わが国においては、関税暫定措置法第7条の3及び4をもって規定されており、①輸入数量が増加した場合に関税を引き上げる「数量ベース」と、②輸入価格が下落した場合に関税を引き上げる「価格ベース」の2種類がある。

### 特別セーフガードの特徴

特別セーフガードの対象品目は、ウルグアイ・ラウンド合意において関税化した農産品、具体的には米、小麦、大麦、乳製品、でん粉、雑豆、豚肉、生糸等である（ただし、関税割当枠内及び国家貿易による輸入については不適用）。

なお、特別セーフガードは一般セーフガードと併用することはできない。また、特別セーフガー

ドを発動した場合、輸入国は輸出国に対して補償措置を講じる必要がなく、輸出国は対抗措置を講じることができない。昨年度は、乳製品のうちヨーグルト（7月1日以降）、バターミルク類（8月1日以降）、クリーム（11月1日以降）、低脂肪乳・飲用乳（12月1日以降）で、本年度はクリーム（6月1日以降）で発動されている。

発動の要件は、以下の要件を満たした場合に自動的に発動される。

#### ①数量ベース

4月からの輸入量の累計が「輸入基準数量」を超えた場合に、この要件を満たした翌々月から当該年度末まで、通常関税の1/3が追加関税される。「輸入基準数量」とは、輸入品の市場占拠率に応じて、過去3年間の輸入量の105～125%に国内消費の変動量を加除したものとなる。

#### ②価格ベース

船荷毎の輸入価格が発動基準価格（1986～88年の平均輸入価格）の90%を下回る場合に、この要件を満たした船荷毎に、発動基準価格と輸入価格の差（価格下落率）に応じて、最大で発動基準価格の52%が追加関税される。

一般セーフガードと特別セーフガードの比較

	一般セーフガード(SG)	特別セーフガード(SSG)
措置内容	関税引き上げ又は輸入数量制限	通常関税の1/3の追加関税(数量ベース)、下落率に応じて最大52%の追加関税(価格ベース)
対象品目	全品目(鉱工業品、農林水産物)	ウルグアイ・ラウンド合意により関税化された農産品
発動要件	輸入の急増により、国内産業に重大な損害又はその恐れがあり、国民経済上緊急に必要があると認められるとき	輸入基準数量を超える輸入の増大(数量ベース)、要件を満たした船荷ごとの単発輸入価格の低下(価格ベース)
発動手続き	調査により立証	自動発動
発動期間	原則4年以内(最長8年)	翌々月から当該年度末まで(数量ベース)、要件を満たした船荷ごとの単発(価格ベース)
根拠	GATT第19条、WTOセーフガード協定 関税定率法、外為法	WTO農業協定第5条 関税暫定措置法
その他	影響国に対し、補償措置をとるよう努力する必要あり、相手国から対抗措置の可能性あり、SSGとの併用は不可	補償措置は必要なし、対抗措置はとれない、SGとの併用は不可、国家貿易品目・関税割当品目は発動対象外